

## 病理検査室のお仕事

当院の病理検査室には、病理医1名、臨床検査技師7名、事務1名が在籍しています。

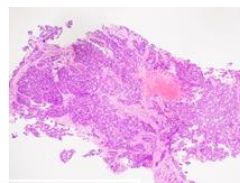
業務は主に**病理組織検査**、**細胞診検査**、**病理解剖**の3つに大別されます。患者さんから採取された組織や細胞を顕微鏡で観察することにより診断をしています。

**病理組織検査**は、内視鏡などで胃や腸から病変の一部を採取したものや、手術で摘出した臓器などを病理専門医が顕微鏡で観察して診断します。臨床検査技師は、そのための組織標本作製を担当しています。この診断によって今後の治療方針などが決められていきます。また、手術中に病変部が良性か悪性か、病変部が取りきれているか、リンパ節に転移がないかどうかなどの確認をする術中迅速検査も行っています。この結果により、手術方針が決定されます。

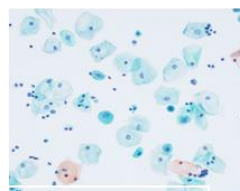
**細胞診検査**は、尿や喀痰、体腔液、子宮粘膜などの検査材料から標本を作製し、細胞検査士の資格を持つ臨床検査技師が細胞一つ一つを顕微鏡で観察して診断します。悪性の疑いがある場合などは病理医(細胞診専門医)が最終診断を行います。一般的に組織検査に比べると検体採取の際に患者さんの負担が少ないため、スクリーニング検査や治療効果の判定、経過観察にも用いられています。細胞診検査と病理組織検査は独立したものではなく、お互いの利点を生かし情報を共有することで、より信頼性の高い診断を行います。

**病理解剖**は、ご遺族の承諾の上、亡くなられた患者さんのご遺体を解剖させていただき、肉眼所見と顕微鏡所見を含めて病理診断を行います。死因の確定や生前の診療内容の評価、治療が適切であったかどうかなどの検証を行い、得られた所見は今後の医療の発展や診断の向上に役立てられています。

私たちは患者さんに直接お会いする機会は少ないですが、正しい診断を迅速に報告し、治療に貢献できるよう努めています。



胃の組織



婦人科細胞診

病理研究検査科 岡本淳子